

# 教員免許制度の区分に関する検討資料（たたき台）

資料5

## 【観点】

教員が隣接する学校種においても指導できる力量を、養成段階において身に付けることにより、学校現場で起きている学校間の接続に起因する問題に十分に対応できるようにする。

### A: 学校種別(現行制度維持)

→ 現在の学校種別免許制度を維持

#### 【メリット】

- ◆ 1つの校種から複数の校種まで、免許取得希望者の状況に応じ、柔軟に対応が可能。
- ◆ 大括り化する場合と比較し、要修得単位数が少ないため、免許状が取得しやすい。

#### 【課題】

- ◆ 隣接校種の人事異動を円滑に行うことについて制約が生じる。
- ◆ 中等教育学校における教育課題に対応した教員養成が困難。
- ◆ 児童生徒の発達状況に必ずしも合わない面が生じている。

### B: 免許制度の区分を大括り化

→ 幼児教育免許状、義務教育免許状(小・中)、中等教育免許状(中・高)、特別支援教育免許状に区分。

#### 【メリット】

- ◆ 隣接する学校段階における指導内容等について知見を深めることができる。
- ◆ 特定の教科等に係る高い専門性と、幅広い教科に係る一定程度の専門性を合わせ有する教員を養成することが可能となる(義務教育免許状)。
- ◆ 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せて取得しようとする学生が多い実態に即している(中等教育免許状)。
- ◆ 人事交流が多いと考えられる小・中の免許状を統合することにより、より円滑な人事を行うことが可能となる(義務教育免許状)。

#### 【課題】

- ◆ 免許状の種類的大幅の変更となるため、現職教員の取扱や、既に修得した単位の取扱等について、複雑な経過措置が必要になる恐れがある。
- ◆ 中等教育免許状について、中学校にのみ存在する教科の免許状と高等学校のみに存在する教科の取扱について整理が必要。
- ◆ 現行の免許法の規定で考えた場合、特に義務教育免許状については、要修得単位数が大幅に増加し、現行の開放制免許制度の維持が困難になる可能性がある。(要修得単位数を増加させない場合、専門性の低下が懸念される。)
- ◆ 小学校と中学校の一貫教育等を含めた連携・接続の在り方について、概念整理が十分に行われていない。

### C: 学校種別の免許状は維持したまま新たに中等教育学校免許状を創設

→ 中等教育学校免許状を有する教員は、中等教育学校のほか、中学校及び高等学校における授業の担任が可能。

#### 【メリット】

- ◆ 中等教育学校における教育課題に対応した教員養成が可能となる。
- ◆ 中学校教諭免許状と高等学校教諭免許状を併せて取得しようとする学生が多い実態に即している。
- ◆ 中・高間の人事交流を円滑に行うことが可能となる。

#### 【課題】

- ◆ 中等教育学校免許状について、中学校にのみ存在する教科の免許状と高等学校のみに存在する教科の取扱について整理が必要。
- ◆ 現行の免許法の規定で考えた場合、要修得単位数が増加し、現行の開放制免許制度の維持が困難になる可能性がある。(要修得単位数を増加させない場合、専門性の低下が懸念。)
- ◆ 中等教育学校の学習指導要領が存在しない中で、免許状のみ創設することの整理が必要。

【参考①】

中高一貫教育制度に関する主な意見等の整理(初等中等教育分科会学校段階間の連携・接続等に関する作業部会、平成23年7月)

7. 中高間の教職員の配置・交流と教職員の負担への対応について

- 教職員の意識改革・指導力の向上に成果を認める一方で、教職員の負担が増えているとする学校が多く、教職員の負担感が、制度導入時には懸念されていなかった新たな課題として生じてきている。これらに関する取組として、例えば、校務分掌の中高一体化やITの導入による負担の軽減等の取組が認められるほか、6か年を見通したシラバスの作成等の取組が広く行われることが有効であると考えられる。
- また、学校側からは、公立学校においては高等学校・中学校それぞれから背景の異なる人事により赴任することに起因する困難さも指摘されており、例えば職員室を同じにするといった取組や職員研修などを通じて、双方の教員の相互理解の促進に資することが重要であると考えられる。

【参考②】

教育職員免許法別表第一(抄)

第一欄		第二欄	第三欄		
所要資格		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
免許状の種類			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	6	35	34
	一種免許状	学士の学位を有すること	6	35	10
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	4	27	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	8	41	34
	一種免許状	学士の学位を有すること	8	41	10
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	4	31	2
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること	10	21	4
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

【参考③】中学校及び高等学校の教員の普通免許状の各教科

【中学校】	【高等学校】
国語	国語
	書道
社会	地理歴史
	公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
	工芸
保健体育	保健体育
保健	保健
	看護
	看護実習
家庭	家庭
	家庭実習
技術	情報
	情報実習
	農業
	農業実習
	工業
	工業実習
	商業
	商業実習
	水産
	水産実習
	福祉
	福祉実習
	商船
	商船実習
職業指導	職業指導
職業実習	
外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）	外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。）
宗教	宗教

#### 【参考④】各学校種の学校教育法における位置づけ

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

#### 【小学校】

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

#### 【中学校】

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

#### 【高等学校】

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

#### 【中等教育学校】

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。